

輸出物流構築緊急対策事業実施要領

制定 令和4年12月2日4新食第1886号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 通則

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表1の区分の欄の5の輸出物流構築緊急対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 補助事業者

- 1 要綱別表1の補助事業者の欄の19の大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第3第1項の事業については、食品流通業者、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者等を構成員とする協議会（以下「協議会」という。）又は総括審議官が特に必要と認める団体
 - (2) 第3第2項の事業については、食品流通業者、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者、協議会又は総括審議官が特に必要と認める団体
- 2 協議会は、次に掲げる全ての要件を満たすものに限り、補助事業者となることができる。
 - (1) 農林水産物・食品の輸出において、集荷・販売・輸送・保管のいずれかの業務を行う者が代表団体となっていること。
 - (2) 代表団体が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第3 事業の内容

1 調査・実証事業

(1) 検討会の開催

生産者、食品流通業者、運送事業者、流通に関する学識経験者等が参画し、経済的かつ安定的な輸出物流ネットワーク構築に向け計画の策定及び調査・実証に係る検討を行う。

(2) 調査・実証

大ロット・長期間の輸出や、港湾や地方空港を活用した輸出のサプライチェーンの構築のため、食品流通業者等による輸出に向けた国内インフラ（港湾、空港、物流拠点等）の実態調査、国内産地の輸出産地化・集団化及びこれに対応した低コスト・最適輸送ルートの実証、輸出物流の構築に係る実現可能性の調査等を行う。

2 設備・機器リース導入事業

輸出物流の構築に向けた、安定的かつ低コストなコールドチェーンを実現するためのリーファーコンテナ、業務の自動化・省人化に必要な設備・機器等のリース方式による導入を行う。

第4 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接必要な次に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して整理を行うこととする。

1 検討会の開催に係る経費

検討会の開催に係る経費であって、謝金、旅費、印刷費、通信運搬費、会場借料、消耗品費等とする。

2 調査・実証に係る経費

調査・実証に係る経費であって、専門員費（調査員等手当、海外バイヤー招へい費、システムエンジニア費又はプログラマー費）、旅費、謝金、会場借料、借上費、通信運搬費、クラウドシステム等利用料、印刷費、消耗品費、委託費、役務費、雑費等とする。

3 設備・機器リース導入に係る経費

設備・機器のリース導入に係る経費であって、情報処理設備、加工処理設備、品質管理設備・機器又は物流機器（積込・仕分ロボット、クランプフォークリフト及び自動搬送機に限る。）の物件価格（設置工事費を含み、保守・管理費は含まない。）とし、補助金相当額は、これらの設備・機器の物件価格に10分の3（HACCP、ISO22000又はFSSC22000へ対応する場合の設備・機器にあっては2分の1）を乗じて得た額の範囲内とする。

第5 採択基準等

1 採択基準

要綱第5の大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が別に定める採択基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。特に、過去の事業と同じ実証を地区を変更して実施するなど、類似の内容とせず、新たな物流課題の検証に取り組むものとする（過去の補助事業者の取組は右の農林水産省 HP (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/yusyutu_buturyuu.html) に掲載）。
- (2) 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく食品等流通合理化計画（以下「食品等流通合理化計画」という。）の認定を受けている又は事業開始までに認定を受ける見込みがあること。
- (4) 本事業に関わる生産者、食品流通業者、運送事業者等が、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイト(<https://www.gfpl.maff.go.jp/>) に登

録している又は事業開始までに登録する予定があること。

2 事業実施上遵守すべき事項

第3第2項の事業におけるリース契約等の実施に当たっては、以下の事項を遵守するものとする。

(1) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第8条の規定による補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約をリース事業者（リースを提供する事業者をいう。以下同じ。）と締結すること。

(2) (1)のリース契約においては、以下の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払に係る国からの補助金相当額については、初回リース料支払時又は補助金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から補助金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。

(3) リース料の支払

ア 補助事業者は、リース事業者から補助金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別記様式1により作成する補助金支払確認書とともに、速やかに総括審議官に提出すること。

イ 補助事業者は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、納入状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

ウ イに基づき作成、整備及び保管すべき帳票及び証拠書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第6 事業の成果目標

1 本事業の成果目標は、本事業の実施により、農林水産物・食品の輸出額を事業実施前と比較し30%以上向上すること又は流通における所要時間や経費等を30%以上削減することとする。

2 本事業の成果目標の目標年度は、令和7年度とする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

補助事業者は、要綱第6第1項の規定に基づき別記様式2により事業実施計画を作成し、総括審議官に提出するものとする。

ただし、事業実施計画の変更（第2項の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、要綱第15第1項の規定による変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱第6第3項の総括審議官が別に定める重要な変更は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 要綱別表1の重要な変更の欄に掲げる変更

(4) 第3項により委託する事業の追加又は削除(委託先の変更を含む。)

3 補助事業者は、他の事業者に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載するものとする。

ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

(1) 委託先が決定している場合は、委託先

(2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第8 事業実施状況の報告等

1 事業実施結果の報告

補助事業者は、要綱第33の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画に準じて事業実施状況に係る報告書を作成し、総括審議官に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、第3第2項の事業については、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付することとする。

(1) リース契約書の写し

(2) 導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し

(3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し

(4) 本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等

2 事業成果の報告

(1) 第3第1項の取組を行う補助事業者は、事業終了後の翌年度から3年間、毎年度次に掲げる事項について別記様式3により事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までに総括審議官に提出するものとする。

ア 本事業の取組による販売額、輸出額、流通経費等の実績

イ 今後、目標を達成する上での課題と改善に向けた取組内容

(2) 第3第2項の取組を行う補助事業者は、事業終了後の翌年度からリース契約の期間が終了するまでの間、毎年度、次に掲げる事項について別記様式3により事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までに総括審議官に提出するものとする。

ア 本事業の取組による販売額、輸出額、流通経費等の実績

イ 設備・機器の導入による成果や効果

ウ 今後、目標を達成する上での課題と改善に向けた取組内容

エ 各年3月末時点におけるリース料の支払状況

第9 収益納付

1 補助事業者は本事業の実施年度において、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、要綱第27第1項の規定に基づき、別記様式4により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、事業実施年度の翌年度の6月末までに総括審議官に報告するものとする。ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

2 総括審議官は、前項の報告に基づき補助事業者が相当の収益を得たと認めた場合には、当該収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該

事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、補助事業者に納付を命じることができるものとする。

- 3 納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第 10 開発された商品・技術の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の 1 から 4 までの条件の遵守を約する確認書を国に提出することを条件に、補助事業者及び事業の一部を補助事業者から受託する団体に帰属させることとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく総括審議官に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、補助事業者及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。

補助事業者と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

第 11 リース物件の管理等

- 1 補助事業者は、補助対象経費によりリースで導入した設備・機器（以下「リース物件」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、リース物件について当該リース物件のリース期間中、別記様式 5 その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 3 総括審議官は、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

また、リース物件が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 輸出物流構築緊急対策事業実施要領（令和3年12月24日付け3新食第1290号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の輸出物流構築緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別表（第4関係）

補助対象経費

本事業に要する第4第1項及び第2項の経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
検討会に係る経費	謝金	本事業を実施するために直接必要な補助的専門知識の提供、資料の整理・収集等について、協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・補助事業者に従事する者に対する謝金は認めない。
	旅費	本事業を実施するために直接必要な会議に出席する又は調査等を行うための旅費として、依頼した委員に支払う経費	
	印刷費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代として支払われる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は、物品受払簿で管理すること。
	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

費 目	細 目	内 容	注 意 点
調査・実証に係る経費	専門員費	本事業を実施するために直接必要な各種調査、技術提供等について専門家に支払う経費（調査員等手当、海外バイヤー招へい費、システムエンジニア費及びプログラマー費）	・単価の設定根拠となる資料を添付すること。
	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な会議の出席及び調査等を行うための旅費として、依頼した委員に支払う経費（委員旅費） ・本事業を実施するために直接必要な各種調査及び技術提供等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費（専門員旅費） 	
	謝金	本事業を実施するために直接必要な補助的専門知識の提供、資料の整理・収集等について、協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・補助事業者に従事する者に対する謝金は認めない。
	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	借上費	本事業を実施するために直接必要な設備・機器等の借り上げ経費	・調査・実証期間中のレンタルに限る。
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。
	クラウドシステム等利用料	本事業を実施するために直接必要なクラウドシステム等の利用に係る経費	
	印刷費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費	・消耗品は、物品受払簿で管理するこ

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM 等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 ・ 大ロット化など効率的かつ計画的な物流の確立と一体的に取り組む商流構築に要するステッカー、包装資材等の販売促進資材等 	と。
委託費	<p>本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的、効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の 50% 未満とすること。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹をなす業務の委託は認めない。
役務費	<p>本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析・試験、大ロット化など効率的かつ計画的な物流の確立と一体的に取り組む商流構築に要するライブコマース、動画作成等のプロモーション活動等を行う経費</p>	
手数料	<p>本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</p>	
印紙代	<p>本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に添付する印紙の経費</p>	

1 人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」

(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知) に定めるところにより取り扱うものとする。

2 細目については、上記に掲げるもののほか、事業実施計画に記載したものも含めるものとする。

また、事業実施中に新たな細目が必要となった場合については、総括審議官と協議の上、決定するものとする。

別記様式 1（第 5 第 2 項（3）ア関係）

番 号
年 月 日

補助金支払確認書

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者氏名

輸出物流構築緊急対策事業実施要領（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 新食第 1886 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）の第 5 第 2 項（3）アの規定に基づき、別添のとおり、リース事業者から受領した〇〇〇〇の写しを提出します。

（注）別添として、リース事業者からの領収書又はこれに類する書類の写しを添付してください。

別記様式 2（第 7 第 1 項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者氏名

令和●年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業（輸出物流構築緊急対策事業）
実施計画の提出について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 輸
国第 3859 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 6 第 1 項の規定に基づ
き、関係書類を添えて、実施計画を提出する。

- （注） 1. 関係書類として、別紙 I 又は II のうち実施事業に係るもの並びに別添 1 及び 2
を添付してください。
2. 要綱第 33 の規定に基づく事業の実施状況に係る報告書として本様式を用いる
場合には、件名のうち「実施計画の提出について」とあるのを「事業実施状況に
係る報告」とし、別紙 I 又は II のうち実施事業に係るもの並びに別添 1 及び 2 に
実績を記載してください。また、「第 6 第 1 項」とあるのは「第 33」としてくだ
さい。
3. 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、そ
の重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済
の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を
記載することとする。
4. 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサ
イトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
5. その他参考資料については、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）の求め
に応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別紙 I

令和●年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち
 輸出物流構築緊急対策事業（調査・実証事業）
 実施計画書

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	〒			
	所在地			
	電話番号		F A X	
E-mail				
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail			

1 事業の目的等

※ 取り組もうとする事業内容が、第3第1項の事業の内容に合致するものであることを具体的かつ簡潔に記載してください。

2 事業の背景及びこれまでの取組

※ 取り組もうとする事業の背景やこれまでの取組等を記載してください。

3 事業の内容

※ 経済的かつ安定的な輸出物流の構築を図るため、誰が、何を、どのような取組を行うのかを具体的かつ簡潔に記載してください。

4 食品等流通合理化計画の認定

認定を受けている

事業開始までに認定を受ける予定

※ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく食品等流通合理化計画の認定に関して、いずれかをチェックしてください。また、食品等流通合理化計画の認定を受けている場合は、当該計画を添付してください。

5 GFPコミュニティサイトへの登録

- 登録している
- 事業開始までに登録する予定
- ※ いずれかをチェックしてください。

6 認定農林水産物・食品輸出促進団体又は認定農林水産物・食品輸出促進団体を目指す団体への加入

- 加入している
- 加入していない
- ※ いずれかをチェックしてください。

7 事業の実施体制

- ※ 実施体制を図式化してください。
他の事業者に本事業の一部を委託して行わせるときは、委託先の名称及び委託する事業の内容を具体的に記載してください（委託先が未定の場合は予定でも可）。

8 事業の実施スケジュール

- ※ 事業の実施スケジュールを具体的に記載してください。

9 期待される効果

- ※ 農林水産物・食品の輸出額の向上等の具体的な数値目標を簡潔に記載するととも

に、輸出物流構築の取組が、事業の成果目標の達成にどのように寄与するのかを具体的に記載してください。

1 0 行政施策等との関連性

※ 行政施策との関連及び他の事業者への波及効果について記載してください。

1 1 事業者（又は協議会）の概要（下記内容を網羅していれば別葉でも可）

ア 名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 代表者の役職名及び氏名

エ 設立年月日

オ 事業内容

カ 協議会の場合は構成メンバー（名称、所在地、代表者氏名等）

キ 添付書類

- ① 協議会の規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
 - ② その他参考資料
- ※ ただし、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

別紙Ⅱ

令和●年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち
 輸出物流構築緊急対策事業（設備・機器リース導入事業）
 実施計画書

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	〒 所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail			
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail			

1 事業の目的等

※ 取り組もうとする事業内容が、第3第2項の事業内容に資するものであることを具体的、かつ簡潔に記載してください。

2 事業の背景及びこれまでの取組

※ 取り組もうとする事業の背景やこれまでの取組等を記載してください。

3 輸出物流の構築のために導入する設備・機器の設置場所

ア 設置場所の名称

イ 設置場所の所有者

ウ 所在地

エ 設置場所の所有者が補助事業者（構成メンバーを含む。）でない場合には、貸借関係が明らかとなる書類を添付。

4 導入する設備・機器の内容

設備・機器の名称	機能	規模・能力	数量	物件価格（円）

※ 物件価格が分かる見積書を添付してください。

5 食品等流通合理化計画の認定

- 認定を受けている
- 事業開始までに認定を受ける予定
- ※ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく食品等流通合理化計画の認定に関して、いずれかをチェックしてください。また、食品等流通合理化計画の認定を受けている場合は、当該計画を添付してください。

6 GFPコミュニティサイトへの登録

- 登録している
- 事業開始までに登録する予定
- ※ いずれかをチェックしてください。

7 認定農林水産物・食品輸出促進団体又は認定農林水産物・食品輸出促進団体を目指す団体への加入

- 加入している
- 加入していない
- ※ いずれかをチェックしてください。

8 リース料

設備・機器の名称	物件価格	補助金相当額	支払期間	リース料額 (上段：月額) (下段：合計)
	円	円		円

- ※ リース料が分かる見積書を添付してください。

9 リース会社の名称及び概要

ア リース会社の名称及び代表者

イ 所在地及び電話番号

ウ 資本金

エ 主な株主

オ 関係書類 導入する設備・機器のパフレット、見積書の写し、複数の相見積り

10 実施スケジュール

※ 設備導入までのスケジュールを記載してください。

11 設備導入の事業成果・効果の検証方法

※ 輸出額の向上等について、導入前と導入後（リース期間）の目標値を記載してください。

例) 鮮度保持コンテナの導入による輸出額の向上

(単位：千円)

※鮮度保持コンテナを7年間でリースした場合

	導入前	導入年						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
輸出額	100	500	2,000	5,000	8,000	15,000	30,000	50,000

別添 1

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	補助事業者		
		円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合	計					

- (注) 1 事業種類、事業細目及び備考の欄は、事業ごとに該当のある経費のみ記載してください。
- 2 経費内訳書（別添 2）を添付してください。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 5 その他参考資料については、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

経 費 内 訳 書

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	補助事業者	
	円	円	円	
合 計				

- (注) 1 備考には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載してください。
- 2 他の事業者に本事業の一部を委託して行わせるときは、委託先の名称、委託する事業の内容及び当該事業に要する経費を記載してください。
- 3 経費の支出に関する規程（謝金、旅費及び人件費の単価等が分かるもの）等を添付してください。
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費は、自己負担になります。

別記様式3（第8第2項関係）

番 号
年 月 日

事業成果状況報告書

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者氏名

輸出物流構築緊急対策事業実施要領（令和4年12月2日付け4新食第1886号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）の第8第2項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添) (第8第2項(1)関係)

1 輸出物流構築緊急対策事業に基づく調査・実証の概要

※ 本事業の取組の概要、成果目標の実績等を記載してください。

例) 輸出物流の構築による輸出額実績

	導入前 R3	導入年 R4	R5	R6
輸出額(千円)	1,000	5,000	20,000	50,000

2 今後の課題等

※ 本事業の取組において、目標を達成していく上での今後の課題や問題点等を記載してください。

3 その他

(別添) (第8第2項(2)関係)

1 導入設備・機器の利用状況

※ 輸出額等の実績について、計画時の見通しと併記して下さい。

例) 鮮度保持コンテナの導入による輸出額実績

(単位：千円)

	導入前	導入年						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
輸出額	100	500	2,000	5,000	8,000	15,000	30,000	50,000

※鮮度保持コンテナを7年リースした場合

2 導入の成果・効果

3 今後の課題等

4 リース料支払状況

令和●年3月末時点

リース料 総額	既支払リース料額		残リース料額	
	補助金分	每期支払分	支払期間	リース料額
円			令和 年 月 ~ 令和 年 月 (支払回数 回)	円 / 1回
(うち消費税)			(最終) 令和 年 月	円
			合計	円

別記様式4（第9第1項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者氏名

令和●年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業（輸出物流構築緊急対策事業）
収益状況報告書

令和○年○月○日付け○新食第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業（輸出物流構築緊急対策事業）に関する令和○年度の収益の状況について、輸出物流構築緊急対策事業実施要領（令和4年12月2日付け4新食第1886号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第9第1項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注）
- 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 2 添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

別記様式5（第10第2項関係）

リース物件管理台帳

補助事業者名 _____

設置場所の名称			事業実施年度			年度		農林水産省所管補助金名								
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業細目	補助事業者	設備・機器の名称	機能	規模・能力	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分			リース期間	処分制限年月日	承認年月日		処分の内容
									国庫補助金	事業実施主体	その他					
								円	円	円	円					
	計															
	計															
	合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもってリース物件管理台帳に代えることができる。